

JIS

強制通気形開放式石油ストーブ

JIS S 2036 : 2009

(JHIA)

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加 藤 隆 三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	河 村 拓	株式会社西友
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	三 枝 繁 雄	財団法人製品安全協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	鈴 木 一 重	社団法人繊維評価技術協議会
	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	村 田 政 光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢 野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 4.3.1 改正：平成 21.3.20

官 報 公 示：平成 21.3.23

原 案 作 成 者：財団法人日本燃焼機器検査協会

(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751 TEL 0467-45-6315)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	2
3.1 燃焼方式による種類	2
3.2 給排気方式による種類	2
3.3 用途別方式による種類	2
4 性能	2
4.1 使用性能	2
4.2 品質性能	3
5 構造	9
5.1 一般構造	9
5.2 燃焼方式別のストーブの構造	9
5.3 給排気方式別のストーブの構造	9
5.4 用途別方式のストーブの構造	9
5.5 油タンクの構造	9
5.6 電気装置, 配線部分などの構造	10
5.7 安全装置の構造	10
6 材料	10
7 加工方法	11
8 外観	11
8.1 外観	11
8.2 さび止め	11
9 附属品	11
10 試験方法	11
11 検査	11
11.1 型式検査	11
11.2 製品検査	12
12 表示	12
12.1 定格表示	12
12.2 取扱表示	13
12.3 つまみなどの表示	13
12.4 点火・消火又は運転・停止のスイッチの表示	13
12.5 油量計の表示	13
12.6 油タンクの表示	14

	ページ
12.7 型式検査合格の表示.....	14
13 取扱説明書.....	14
附属書 A (規定) JIS S 2036 の適用時期.....	20
解 説.....	21

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本燃焼機器検査協会(JHIA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2036:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

白 紙

強制通気形開放式石油ストーブ

Open type forced ventilating oil burning space heaters

序文

この規格は、1992年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。今回の改正は、消費生活用製品安全法及び消費生活用製品安全法施行令の規定に基づき定められた経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関連する省令への対応のため、品質性能等を改めた。また、適用時期は、**附属書 A**を設けて規定した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、灯油を燃料とし、燃料消費量¹⁾が19 kW以下の強制通気形の開放式²⁾石油ストーブ(以下、ストーブという。)について規定する。

注¹⁾ 燃料消費量とは、油量調節装置を最大にしたとき、1時間に消費する燃料を発熱量で表したものをいう。

²⁾ 強制通気形の開放式とは、**JIS S 3030**の**4.2**(給排気方式による機器の区分)に規定する“強制通気形”及び“開放式”をいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

- JIS A 9504** 人造鉱物繊維保温材
- JIS C 3301** ゴムコード
- JIS C 3306** ビニルコード
- JIS C 3307** 600 V ビニル絶縁電線 (IV)
- JIS C 3312** 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
- JIS C 3317** 600 V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)
- JIS C 3327** 600 V ゴムキャブタイヤケーブル
- JIS C 4003** 電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価
- JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS G 4304** 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4312** 耐熱鋼板
- JIS H 3100** 銅及び銅合金の板並びに条